

- (a) カリフォルニア州歯科審議会は、患者の口腔内の状態および欠損を修復するための材料について、その効用とリスクを明記したファクトシートを作成し、配布しなければならない。ファクトシートには以下の内容が含まれる。
 - (1) 口腔内の状態および欠損を修復するための材料についての専門家を対象とした説明文書
 - (2) 材料ごとの相対的な利点と欠点の比較。
 - (3) 材料ごとの費用の比較。
 - (4) 材料に関して、患者に選択肢を知らせ、歯科医師と患者が話し合いをできるような資料。
- (b) カリフォルニア州歯科審査委員会が作成したファクトシートは、すべての歯科医師が利用できるものとする。
- (c) 歯科審議会の要請に応じてカリフォルニア州歯科審査委員会は (a) に規定されたファクトシートを更新しなければならない。

1648.15

第 1648.10 項で規定されたファクトシートは、歯冠修復治療を行う際、すべての新患および再来患者に対して、歯科医師から提供されるものとする。

歯科医師が本項目の規定に基づき、患者にファクトシートを提供するのは 1 回限りとする。患者はファクトシートの受領証に署名をし、そのコピーを患者の診療録に保存する。歯科審議会がファクトシートを更新した場合、更新されたファクトシートを上記の規定に基づき、患者に提供する。患者から要請があった場合、歯科医師は患者へファクトシートを提供すること。

1648.20

- (a) 本項目は歯冠修復材料を使用しない、外科的治療、歯内療法、歯周治療、矯正治療については適用されない。
- (b) 本項目における「歯冠修復材料」とは充填や歯冠修復のために用いられ、歯科治療後、口腔内に残留する材料または装置のことであり、インプラントのように欠損歯を補綴する材料は除外する。

第 3 条 登録

1650-1657

1650

カリフォルニア州で歯科医療を行う者は診療を行う場所、2 か所以上で診療を行う場合はすべての診療所の場所を、診療を行わない場合はその旨を歯科審議会の定める様式で、カリフォルニア州歯科審査委員会の執行役員に届け出なければならない。歯科医師免許を受けた者は、30 日以内に執行役員に届け出なければならない。

1651

診療を行う場所が変更になった場合は、1 ヶ月以内に変更を届け出なければならない。本章で規定された期限内に届け出をしなかった場合、罰金を支払うまで、歯科審議会は免許の更新を認めない。免許更新の際は、診療の場所について、変更の有無および変更の日付を申請書に記載し、歯科審議会に届け出なくてはならない。

1653

書記官は、免許保持者および登録された事業所に対し、登録証明書を発行しなければならない。免許証および証明書に記載された内容は裁判における重要な証拠として提出されることがある。

1654

法の規定により、氏名を変更する場合、免許保持者は氏名変更後 10 日以内に歯科審議会の執行役員に届け出を行い、執行役員は免許保持者の旧姓を傍注として記載しなければならない。

1655

免許発行後、6 か月間の間に何らかの欠落事項が生じた場合は免許証が失効し、免許証の再発行の申請と手数料を納付しない限り、再発行はされない。

1656

1985 年 1 月 1 日以後、カリフォルニア州における歯科医師および、歯科医院に勤務し、歯科用 X 線撮影装置を使用する者は、次の要件の一つ以上満たさなければならない。

- (a) 歯科審議会認定で X 線撮影法の理論と臨床応用についての放射線安全研修を受講。歯科審議会は X 線撮影法講師としての資格を有する者を講師として採択しなければならない。
- (b) 1985 年 1 月 1 日以前に歯科審議会が実施した放射線安全試験に合格。

1657

- (a) 歯科医師免許保持者は移動歯科診療所または歯科医院として登録された診療施設で治療を行うことができる。移動歯科診療所または診療設備は歯科審議会の規定に基づき運用されなくてはならない。これらの規定は診療圏における競争の防止または軽減を意図したものではない。副項 (d) に規定された移動歯科診療所を含む、移動歯科

診療所または診療設備は歯科審議会の規定に基づき手数料を支払い、登録、運用され、それ以外の場合は本項目及び第3.5条（第1658項～）を免除される。

- (b) 安全衛生法第1765.105項副項(b)に規定された、移動診療ユニットおよび安全衛生法第1206項副項(b)、(c)または(h)に基づき免許の規定を免除された法人の移動診療ユニットは本項目及び第3.5条（第1658項～）を免除される。この免除規定にかかわらず、移動診療ユニットの所有者または運用者は、診療を開始した日または安全衛生法第1765.130項によって移動診療ユニットの申請が許可された日のいずれか早い日付より60日以内に歯科審議会へ届け出なくてはならない。
- (c) 副項(b)で規定された移動診療ユニットで診療を行う免許保持者は副項(a)の規定の対象とはならない。
- (D) 以下の場合、第1625項にかかわらず、損害保険会社が仮診療室として提供した移動診療ユニットであれば、第1650項で規定された診療所の代わりに診療を行うことができる。
 - (1) 災害や損害により、登録した診療所が使用不可能な状態であること
 - (2) 免許保持者の契約した保険会社が、歯科審議会の定める副項(a)に準拠したユニットを登録している場合。

第3.5条 診療所の増設

1658-1658.8

1658

- (a) 免許保持者が2つ以上の診療所の開設を希望する場合、新たに開設する診療所について、歯科審議会に申請し、本章に規定された手数料を支払い、歯科審議会が発行する開設許可証を得なければならない。
「診療所」とは、第1625項によって定義された、歯科診療を行う歯科医院であり、申請者が一切の所有権を有するか、または、申請者が管理運営の権利を有していることを意味する。歯科診療の管理運営をする権限が与えられていない場合、歯科医院を賃借する歯科医師はその診療所の独占的所有権を有しているとはみなされない。
 - (b) 本項目は登録した場所と異なる、以下に該当する場所で診療を行う歯科医師には適用されない。
 - (1) カリフォルニア州保健省の施設
 - (2) 安全衛生法第1250項で規定された保健施設
 - (3) 安全衛生法第1204の副項(a)によって許可を受けた診療所、または安全衛生法第1206の副項(b)、(c)または(h)によって許可の免除を受けた診療所
 - (4) 安全衛生法第1502項で規定されたコミュニティケア施設
 - (5) すべての学校施設
 - (6) 連邦政府、州および地方の刑務所や矯正施設を含む公的機関
 - (7) 公的または政府機関、非営利団体、慈善団体によって運営されている移動診療ユニットで、すべての法的規制の要件を満たし、歯科審議会によって承認されたもの
 - (8) 医師または看護師が通院不可能である旨を書面で通知した場合の、歩行不能な患者の自宅

1658.1.

以下の全ての項目に該当する場合、歯科医師が複数の歯科診療所を所有することは本章の規定には抵触しない。

- (a) 歯科医師が既存の診療所における法的責任や義務に加えて、各診療所における法的責任を負う。
- (b) 複数の診療所を所有する歯科医師は、所有する各診療所が、この章の規定に基づく要件に準拠していることを保証しなければならない。
- (c) 複数の診療所を所有する歯医医師は、診療所に通院可能な範囲の者に対し、歯科医師の氏名、住所、電話番号、および歯科医師免許番号を記載したものを郵送しなければならない。

1658.2

- (a) 本項目で使用されている「診療所の増設」とは、申請者が診療する場所を増やすことであり、本項目で特に認められた場合を除き、申請者がその全部または一部を、個人または団体に購入、占有、譲渡、贈与、遺贈あるいは法の執行により、診療所を取得することを指す。
 - (b) 第1658項副項(b)は診療所の増設については規定しない。

1658.3

本項目は歯科審議会による診療所の増設認可を制限するものではなく、1961年10月1日以前に稼働していた診療所、本項目の規定に適合する診療所、あるいは、1968年1月1日または1967年の通常国会で制定された本項目の改正が有効となった日のいずれか早い日付よりも以前に許可を受けた者あるいは、その親が販売、譲渡、贈与、継承、遺贈あるいは法の執行により、取得した診療所の運営を妨げない。

1658.4

本項目で認める場合を除き、免許保持者が1961年10月1日以後に追加の診療所として診療所を譲渡した場合、その診療所の許可は無効となる。

1658.5

同じ地域の新しい場所に診療所を移転した場合は、診療所の増設とはみなされない。

1658.6

診療所の増設に関する本項目の規定に従わない場合は、歯科審議会による認可が停止又は取消となる。

1658.7

歯科審議会は、法の規定により、本項目の規定を実施する権限を有する。

1658.8

本章の規定にかかわらず、次の要件を満たす場合、歯科医師は損害保険会社が仮診療室として提供した移動診療ユニットであれば、第1650項で規定された診療所の代わりに診療を行うことができる。

- (1) 災害や損害により、登録した診療所が使用不可能な状態であること
- (2) 免許保持者の契約した保険会社が、歯科審議会の定める第1657項に準拠したユニットを登録している場合。

第4条 免許の停止および失効

1670-1687

1670

職業倫理に反する行為をした場合、歯科医師として不適格、重大な過失あるいは過失を繰り返した場合、免許証を誤って発行した場合、その他本章の規定に該当する場合、歯科医師は歯科審議会により懲戒処分又は保護観察処分を受け、免許停止または取り消しとなる。本条に基づく手続は、カリフォルニア州行政法第2編第3段第2部第5章（第11500～）に準拠して実施されるものとし、カリフォルニア州歯科審議会は、その中で付与されたすべての権限を有する。

1670.1

- (a) 本章で規定された歯科医師または歯科助手の実質的な資格、能力、職務に関連して、裁判所の書記官あるいは裁判官が作成した有罪判決の記録またはその謄本により、犯罪の有罪判決が決定した場合、本章で規定された免許保持者に対し、歯科審議会が免許の失効、一時停止、懲戒処分または保護観察を行う。
- (b) 歯科審議会は有罪判決の記録の謄本の受領時に、本項目に基づく手続を行う。重罪、軽犯罪にかかわらず、本章で規定された歯科医師または歯科助手の実質的な資格、能力、職務に関連して容疑をかけられ、有罪の申し立てまたは有罪判決、不抗争の申し立ては本項目で有罪判決とみなす。上告の期限を過ぎた場合、控訴審で有罪判決が下された場合、刑法1203.4項を含む、刑法のいずれかの条項により、有罪または無罪の申し立ての取り下げ、あるいは告発または起訴の却下による執行猶予が決定した場合、歯科審議会は、免許の失効または一時停止、免許発行の拒否をすることができる

1670.2

- (a) 本項目の規定以外の場合は、本章のいずれかの条項に違反した免許保持者に対して歯科審議会が行った手続を、懲戒処分の根拠となる行為あるいは不作為の発覚後3年以内または発生後7年以内のいずれか早い期限内に歯科審議会に記録する。
- (b) 州法第11503項の規定に基づき、免許保持者の詐欺または偽装に関する告訴は副項(a)の期限に該当しない。
- (c) 州法第11503項の規定に基づき、免許保持者として不適格、重大な過失あるいは過失を繰り返した場合など免許保持者の職業倫理に反する行為に対し、その証拠を隠蔽したことが証明された場合は副項(a)の期限に該当しない。
- (d) 未成年者に関して第1680項の副項(e)で規定された行為あるいは不作為の申し立てがされた場合、副項(a)で規定された7年間の期限、副項(e)で規定された10年間の期限について、その未成年者が成人するまでに伝えられなければならない。
- (e) 州法第11503項の規定に基づく免許保持者に対する告訴のうち、第1680項の副項(e)で規定された行為のうち未成年者以外に関しては懲戒処分の根拠となる行為あるいは不作為の発覚後3年以内または発生後10年以内のいずれか早い期限内に歯科審議会に記録する。本副項は2005年1月1日以降に歯科審議会が受理した苦情申し立てに適用される。
- (f) 起訴または懲戒処分の適否の決定に必要な物的証拠は犯罪捜査が行われている間、歯科審議会は使用できないため、本項目で述べたいずれかの申し立て、告訴、または手続きにおいては、副項(a)の期限を告知しておかなくてはならない。

1671

歯科審議会は保護観察を行うことで、免許保持者を懲戒処分する。以下に保護観察の例を示す。

- (a) 補修を受講し、試験に合格すること。試験は筆記あるいは口頭で行われ、試験は歯科審議会が実施する臨床的な内容であること。

- (b) 歯科審議会が任命する医師の診断を受け、心身ともに正常であること。
審査に際し、歯科審議会は事前に、免許保持者が提出する他の医師の診断書を受け、検討しなければならない。
- (c) 免許の範囲、種類を限定する。
- (d) 診療報酬を患者や保険者へ返還させる。
- (e) 診療の質に関わる違反以外の場合、保護観察の期間、地域社会に奉仕する。

1672

- (a) 歯科審議会は保護観察を行う場合、第 1671 項の内容に加えて保護観察に必要な費用を対象者に請求する場合がある。
- (b) 保護観察終了後、必要な費用を対象者が支払わない場合、歯科審議会は免許の更新を行わない。
- (c) 本項目の規定により請求された費用を支払わない場合、歯科審議会は免許を復活させない。

1678

免許取り消しに際して、歯科審議会は名簿に取り消しの表示をしなければならない。

1680

本章で規定された免許保持者の職業倫理に反する行為とは以下に示すような行為である。

- (a) 不正または不当表示による診療報酬の受領。
- (b) 学生、免許停止中の歯科医師または無免許の歯科医師に本章で規定された歯科医療行為をさせること。
- (c) 免許を持たぬ者に対する歯科医療行為の帮助または教唆。
- (d) 免許保持者による違法な歯科医療行為の帮助または教唆。
- (e) 歯科医療において患者に対する性的虐待または性的不祥事。
- (f) 第 1701.5 項に基づき発行された許可証に記載されている名称以外の個人、会社、法人などの虚偽、または架空の名称を用いて広告などに用いること。
- (g) 診療行為、X線写真、処方箋など、患者に提供するものに対して、何らかの手数料やリベートを受けとった場合。
- (h) 虚偽の広告事項。
- (i) 専門性または専門治療の優越性について広告すること。ただし、本項目は第 651 項の副項 (h) で許可された広告を禁止するものではない。
- (j) 法務官の雇用。
- (k) 第 651 項に違反した広告。
- (l) 全ての歯科治療を保証する広告、または、無痛治療の広告。ただし、本項目は第 651 項の副項 (h) で許可された広告を禁止するものではない。
- (m) 第 9 章 (第 4000 項～) で定義された薬物または安全衛生法第 10 部 (第 11000 項～) で規制された薬物のように、法で規制された危険な薬物の調達、調剤、投与を行った場合。
- (n) 本部 (第 2 部) の規定に違反した場合。
- (o) 第 1656 項の要件を満たしていない者に歯科用 X 線装置の操作を許可した場合。
- (p) 歯科医療行為として明らかに過剰な処方または治療、検査を行った場合。本副項に違反した者は、100 ドル (\$ 100) 以上 600 ドル (\$600) 以下の罰金、あるいは 60 日以上 180 日以下の懲役、またはこれを併科する。
- (q) 訴訟、懲戒処分に至る証拠を提出する患者または免許保持者に対する脅迫や嫌がらせ、本章の規定を遵守しようとする被雇用者を解雇すること。
- (r) カリフォルニア州法に準拠した内容で、他の州または準州で免許の停止または取り消しとなった場合。
- (s) 診療録の改ざん。
- (t) 歯科医療を行う上で診療所が不衛生、または危険な状態にある。
- (u) 患者の治療中止を書面で伝えることなく、また患者が安全に別の歯科医師、登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または (業務範囲が拡張された) 登録歯科衛生士の治療を受ける機会を与えられることなく、患者の治療を放棄した場合。
- (v) 懲戒処分となるような患者に対する行為について虚偽の陳述を行った場合。
- (w) 本章で規定された免許取得に関する詐欺行為。
- (x) 免許発行を不可とする行為。
- (y) 歯科医師、歯科助手、登録歯科助手、(業務範囲が拡張された) 登録歯科助手、歯科鎮静助手、歯科矯正助手、登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または (業務範囲が拡張された) 登録歯科衛生士による怠慢または不適切な歯科医療行為の帮助または教唆。
- (z) 以下に該当する場合は 7 日以内に歯科審議会へ書面で提出すること
 - (1) 治療中の患者が死亡
 - (2) 治療した患者の死亡が確認された
 - (3) 計画的な入院を除き、経口意識下鎮静、意識下鎮静、全身麻酔、または歯科治療によって、患者が 24 時間以上病院で治療を受けた。ただし、経口意識下鎮静、意識下鎮静、全身麻酔を行った患者以外で、歯科治療に必要な治療を病院で受けた場合は報告する必要がない。

本副項の規定に従い、報告を受けた場合、歯科審議会は必要に応じて歯科医院の立ち入り検査を行う。患者の死亡が登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または (業務範囲が拡張された) 登録歯科衛生士の治療によるものであれば、歯科医師はカリフォルニア州歯科衛生委員会に提出した書類の複写を添付して報告する。歯科衛

生士の業務による患者の死亡に関わった登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士はカリフォルニア州歯科衛生委員会に書面で報告し、その複写を歯科審議会に提出する。

- (aa) 第 650.2 項に違反するグループ広告や紹介サービスを利用した場合。
- (ab) 亜酸化窒素の投与に際し、安全装置として適切な排気装置の付いた機器を使用しなかった。歯科審議会は、規制のため、安全装置の構成を定義しなければならない。
- (ac) 有効期限の切れた歯科医師免許で診療に従事した場合。
- (ad) 正当な理由がある場合を除き、患者が危険にさらされることを知りながら、歯科審議会の感染防御ガイドラインを守らず、血液媒介感染症を歯科医師、歯科助手、登録歯科助手、（業務範囲が拡張された）登録歯科助手、歯科麻酔助手、歯科矯正助手、登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士から患者へ、患者から患者へ、患者から歯科医師、歯科助手、登録歯科助手、（業務範囲が拡張された）登録歯科助手、歯科鎮静助手、歯科矯正助手、登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士へ感染させる危険を冒した場合。
本副項目による規制は、医療環境における HIV、B 型肝炎をはじめとする血液媒介感染症の予防のために、安全衛生法 1250.11 項に基づきカリフォルニア州保健省が作成した規則、規格、ガイドライン、およびカリフォルニア州労働安全基準法 1973（労働法の 5 部門の第 1 部（第 6300 項～））に基づく規格、規制、ガイドラインを参照に歯科審議会が行う。歯科審議会は必要に応じて感染防御ガイドラインを年単位で見直し、変更を加える場合はカリフォルニア州歯科衛生委員会と協議しなくてはならない。協議のためにカリフォルニア州歯科衛生委員会は感染防御ガイドラインの変更内容の提出を受ける。本副項目の実施に整合性を持たせるため、歯科審議会は、必要に応じて歯科審議会はカリフォルニア州医師会、カリフォルニア州足病学会、登録看護師会、職業看護・精神医学技術者委員会と協議しなくてはならない。
歯科審議会は、感染防御ガイドラインを遵守する義務、および血液媒介感染症の感染リスクを最小限にする最新の科学的な安全対策を全ての歯科医療従事者に告知するよう努めなくてはならない。
- (ae) 歯科医師が歯科助手、登録歯科助手、（業務範囲が拡張された）登録歯科助手、歯科鎮静助手、歯科矯正助手、登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士を採用する時点で、その資格に対して有効な許可証、免許証を有していない場合。
- (af) 第 4022 項で定義されている危険な薬や機器の処方、調剤、提供による第 2242.1 項に対する違反

1681

本章で規定された免許保持者の職業倫理に反する行為として以下を追加する。

- (a) 内科医師、外科医師、歯科医師、足病医の指示を受けた場合を除き、安全衛生法第 10 部（第 11000 項～）で規定された規制対象の薬物、あるいは 9 章第 8 条（4211 項～）で規定された危険な薬物を違法に所持、または使用。
- (b) 安全衛生法第 10 部（第 11000 項～）で規定された規制対象の薬物、あるいは 9 章第 8 条（4211 項～）で規定された危険な薬物、アルコール飲料、中毒性の物質を用い、自他に危害を加え、あるいは免許により許可された内容を安全に行うことができない状態になること。
- (c) 安全衛生法第 10 部（第 11000 項～）で規定された規制対象の薬物、あるいは 9 章第 8 条（4211 項～）で規定された危険な薬物に関して連邦法あるいはカリフォルニア州法に違反し、重罪または複数の軽犯罪に対して有罪判決を受けた場合や、免許により許可された内容に関して、アルコールや薬物の摂取に伴う有罪判決を受けた場合、裁判所の書記官あるいは裁判官が作成した有罪判決の記録またはその謄本は、本項に対する違反の決定的な証拠となる。有罪の申し立てまたは有罪判決、不抗争の申し立ては本項目で有罪判決とみなす。上訴のための時間が経過した場合、控訴審で有罪判決が下された場合、執行猶予の決定、刑法 1203.4 項を含む、刑法のいずれかの条項により、有罪または無罪の申し立てを取り下げられた場合、告発または起訴を却下した場合、歯科審議会は、免許の失効または一時停止、免許発行の拒否をすることができる

1682

本章で規定された免許保持者の職業倫理に反する行為として、以下を追加する。

- (a) 歯科医師が意識下鎮静あるいは全身麻酔を外来患者に行う際、意識下鎮静あるいは全身麻酔の免許を持つ歯科医師またはその他の医療従事者が患者に意識下鎮静あるいは全身麻酔を行う間、常に患者を一对一で監視していなければならない。
- (b) 歯科医師が意識下鎮静または全身麻酔から患者が再交付するまでの間、免許保持者で、患者の回復、蘇生など、意識下鎮静または全身麻酔の経験を積んだ医療従事者に患者を注意深く監視させなかった場合。一人の免許保持者が同時に複数の患者の回復治療を担当していた場合、同時に直接監視できるよう、患者を同じ部屋にする。一人の回復治療担当者に対し、患者は 3 人までとすること。
- (c) 歯科医師が患者に意識下鎮静を行う場合、治療中は歯科審議会が定めるパルスオキシメーターあるいはそれと同等以上の装置で継続的にモニタリングしなければならない。
- (d) 歯科医師が、歯科診療所において患者に意識下鎮静を行う場合、治療に直接関わる歯科医療従事者に一次救命処置（心肺蘇生）の講習を受けさせない、あるいは 2 年に一度の更新をさせない場合。
- (e) 歯科医師が全身麻酔または意識下鎮静を患者に行う前に、書面によるインフォームドコンセントをとらなかった場合。未成年の場合、親または保護者からインフォームドコンセントを得なければならない。

1683

- (a) 歯科医院で診療に従事する歯科医師、歯科医療従事者、その他医療従事者は診療を行った際、診療録に氏名またはIDおよびイニシャルとその日付を記載する。この章の規定に基づき、歯科医院を所有、運営、管理する者はこの要件を遵守しなければならない。
- (b) 本項に対する違反が繰り返された場合、職業倫理に反する行為とみなす。

1684

教育、経験、研修によって得られた能力および免許の範囲を超えて専門的な行為を行った場合、本章で規定する職業倫理に反する行為とする。これは歯科医療機器を通常とは異なる方法で使用した場合も含まれる。

本項は、認定歯科学校および大学が行う調査または米国食品医薬品局（FDA）による医療機器の研究開発には適用されない。

1684.1

- (a) (1) 患者が診療録の開示を求めて、診療録の開示請求に署名して歯科審議会へ提出した場合で、免許保持者が正当な理由もなく、その請求を拒否するか15日以内に応じなかった場合、5000ドル（\$5,000）を上限として15日経過後1日あたり250ドル（\$250）の支払いを命ずる。
- (2) 患者が本項の規定と罰金について記載されている診療録の開示請求に署名して、歯科審議会へ提出した場合、医療施設は歯科診療録の開示請求に応じなくてはならない。医療施設が正当な理由もなく、請求から30日以内に歯科審議会に診療録が提出されない場合、歯科審議会は民事制裁金として5000ドル（\$5,000）を上限として30日経過後1日あたり250ドル（\$250）以下の支払いを命ずる。本節は、歯科審議会が医療施設に患者の許可を得よう要求するためのものではない。歯科審議会は、診療録複写の費用を負担する。
- (b) (1) 歯科審議会への診療録の開示を命じた、召喚状による裁判所の命令に対し、免許保持者が応じない、あるいは拒否した場合、その命令が違法あるいは無効とされない限り、歯科審議会は民事制裁金として提出期限経過後1日あたり1,000ドル（\$1,000）の支払いを命ずる。裁判所の命令に従わない場合や上告中に歯科審議会が適用する出訴期限は免許保持者に告知されなければならない。
- (2) 歯科審議会への診療録の開示を命じた、召喚状による裁判所の命令に対し、免許保持者が応じない、あるいは拒否した場合、処罰の対象として5000ドル（\$5,000）以下の罰金を歯科審議会へ支払うよう命ずる。罰金が次回免許の更新時まで支払われなかった場合は更新料に罰金を課金する。裁判所の命令に従わない場合や上告中に歯科審議会が適用する出訴期限は免許保持者に告知されなければならない。
- (3) 歯科審議会への診療録の開示を命じた、本項の規定と罰金について記載されている裁判所の召喚状に対し、医療施設が応じない、あるいは拒否した場合、その命令が違法あるいは無効とされない限り、歯科審議会は民事制裁金として10,000ドル（\$10,000）を上限として提出期限経過後1日あたり1,000ドル（\$1,000）以下の支払いを命ずる。裁判所の命令に従わない場合や上告中に歯科審議会が適用する出訴期限は医療施設に告知されなければならない。
- (4) 歯科審議会への診療録の開示を命じた、召喚状による裁判所の命令に対し、医療施設が応じない、あるいは拒否した場合、処罰の対象として5000ドル（\$5,000）以下の罰金を歯科審議会へ支払うよう命ずる。裁判所の命令に従わない場合や上告中に歯科審議会が適用する出訴期限は医療施設に告知されなければならない。
- (c) 免許保持者が副項（b）に対し複数の違反をした場合は5000ドル（\$5,000）以下の罰金、あるいは郡刑務所における6ヶ月以下の懲役、またはこれを併科する。医療施設が副項（b）に対し複数の違反をした場合は5000ドル（\$5,000）以下の罰金およびカリフォルニア州保健局への報告、免許および認可の停止または取り消し、懲戒処分の対象となる。
- (d) 歯科審議会への診療録の開示を命じた、召喚状による裁判所の命令に応じない、あるいは拒否した場合、職業倫理に反する行為とみなし、免許の停止または取り消しとなる。
- (e) 本項で規定された民事罰は、カリフォルニア州行政法第2編第3段第2部第5章（第11500～）に従うものとする。
- (f) 本項における「医療施設」とは、安全衛生法第2部（第1200項～）に規定された許可を受けた診療所や医療施設を意味する。

1684.5

- (a) 歯科医師本人が診療録を作成していない患者に対し、治療を行うことは職業倫理に反する行為である。ただし歯科医師は、予備的な口腔内診査の後、歯科助手の業務範囲を超えない限り、歯科助手に診断に必要な検査を任せることができる。さらに、以下の内容であれば、歯科医師が診査を行う前に、第7条（第1740項～）で規定された業務を歯科助手に指示することができる。
 - (1) 歯科医師の指示による緊急のレントゲン撮影。
 - (2) 歯科医師の指示による口腔外診査。
 - (3) 歯鏡を用いた口腔内の明らかな病変、不正咬合、修復物、喪失歯の診査および記録。
- (b) 本項における「診療録のある患者」とは既往歴を聴取し、診査を受け、歯科医師により治療計画の作成を受けた患者を指す。
- (c) この項では、登録した歯科診療所以外の場所で、健康事業や学校検診など、歯科医師が一時的に検診を行う場合には適用されない。
- (d) 本項は、学校や幼稚園におけるフッ化物洗口プログラムには適用されない。

1685

本章で規定された免許保持者に対し、直接あるいは診療所の方針として、一般的な診療基準に照らし合わせて、必要な治療を妨害する故意の診療、あきらかな過剰診療、不適切な治療、治療上の重大な過失、過失の繰り返し、不必要な治療を要求あるいは許可することは職業倫理に反する行為である。

1686

免許証、認定証あるいは許可証が停止または取り消しになっている、あるいは保護観察にある者、懲戒行政審判を回避するための条件として規定に基づく手続きにより、免許証、認定証あるいは許可証を放棄した者で、懲戒処分決定後、以下の期間を過ぎた場合、その者は復職あるいは懲罰の変更を歯科審議会に申し立てることができる。

- (a) 職業倫理に反する行為による免許証の取り消し、あるいは懲戒行政審判を回避するための条件として規定に基づく手続きにより、免許証を放棄してから3年以上経過。
- (b) 3年以上の保護観察に対する条件の変更、または早期終了による2年以上の保護観察が経過
- (c) 心身の疾患による免許取り消し、あるいは3年以下の保護観察に対する条件の変更、または早期終了により、1年以上の免許取り消しあるいは保護観察が経過

申し立てにおいては歯科審議会の要求に対し、事実を述べなくてはならない。

申し立てはカリフォルニア州法第11371項に基づき、歯科審議会または行政法判事が受けるものとする。

復職あるいは懲罰の変更に際し、歯科審議会または行政法判事は以下について検討する

(1) 懲戒処分後の申立人の素行、(2) 申立人が懲戒処分対象となった犯罪、(3) 申立人の免許証、認定証、許可証に手数料の滞納がなかったこと、(4) 申立人の社会復帰の努力、リハビリの努力、評判、専門能力。歯科審議会または行政法判事はカリフォルニア州法第11371項に基づき、必要に応じて公聴会を開く。

歯科審議会または行政法判事は免許証、認定証、許可証の再交付、あるいは懲罰の変更に際し、申立人に対し必要な条件を課すことができる。

申立人が刑罰により死刑を宣告されている場合および法廷により執行猶予または仮釈放されている場合は本項における申し立てを認めない。保留中の告発、または執行猶予を取り消す申し立てがなされている間は申し立てを認めない。本項に基づく公聴会の決定から、2年以内であれば、歯科審議会は公聴会や検討会を開催することなく申し立てを却下することができる。

本項の内容は第822項および第823項を変更するものではない。

1687

(a) 他の法律の規定に関わらず、刑法第290項または他州あるいは地域における同等の法律、あるいは軍法、連邦法に規定された性犯罪者の登録がある者について歯科審議会は次の要件に従う。

- (1) 歯科審議会は、本章の規定により免許の申請を拒否する。
- (2) 免許証を与えられている場合、歯科審議会はその免許証を取り消す。保護観察にはしない。
- (3) 歯科審議会は本章の規定による免許の再交付および再発行をしない。保護観察にはしない。

(b) 本項は次のいずれかに該当する場合は、適用されない。

- (1) 刑法第290項に規定された性犯罪者の登録を免除された、あるいはカリフォルニア州法または司法管轄区の法律により正式に登録の義務が終了した場合。
- (2) 刑法第290項に規定された登録を義務付けた性犯罪者のうち、刑法第314項に規定された軽犯罪に該当する場合。ただし、本項は刑法第314項に規定された軽犯罪を犯した免許保持者を州法の他の規定のもとに歯科審議会が罰する裁量権を妨げない。
- (3) 2008年1月1日以前に判決が下されたカリフォルニア州行政法第2編第3段第2部第5章(第11500～)に基づく行政判決手続について。取り消しあるいは放棄した免許の再交付の申し立てについては本節に基づく新たな手続きが考慮され、性犯罪者として登録された者の免許の再交付を禁止する規定が適用される。

第4.7条 矯正プログラム

1695-1699

1695

州議会は、アルコールや危険な薬物の乱用により、苦しんでいる免許保持者を治療し、歯科医療従事者として復帰させるために、公衆衛生と安全を守る方法で、その能力を損なった免許保持者を社会復帰させる方法をカリフォルニア州歯科審査会に模索するよう求める。

州議会は、懲戒処分に対する自発的な代替方法としての矯正プログラムを確立し、カリフォルニア州歯科審査会にこの法律を実施するよう求める

1695.1

本条項では、

- (a) 「歯科審議会」は、カリフォルニア州歯科審査会のことである。
- (b) 「委員会」とは、本条項で規定された矯正プログラム評価委員会のことである。
- (c) 「プログラムマネージャー」は、矯正プログラムのスタッフマネージャーのことである。プログラムマネージャーは、薬物乱用の問題に対する経験をもつ者でなければならない。

1695.2

歯科審議会は矯正評価委員会を設置する。歯科審議会は矯正評価委員会の委員選定基準を定めなければならない。歯科審議会の委員は矯正評価委員になってはならない。

1695.3

評価委員会の委員は、第 103 項に定める日当と経費を受領する。

1695.4

歯科審議会は、本条項の規定を管理する。

1695.5

- (a) 歯科審議会は矯正プログラムへの受け入れ、拒否、あるいは終了の基準を設定しなければならない。免許保持者の懲戒執行猶予の条件として、歯科審議会が命令しない限り、評価委員会の監視下での矯正プログラムへの参加は、矯正治療を希望した者だけが参加対象となる。
- (b) 免許保持者で現在捜査対象でない者は、副項 (f) に定める場合を除き、自ら申し出て、極秘で矯正プログラムへ参加する。
- (c) 現在、歯科審議会の捜査対象となっている免許保持者が矯正プログラムへの参加を希望した場合、歯科審議会のプログラムマネージャーに交渉する。
矯正プログラムマネージャーは矯正評価委員会に矯正プログラム参加希望者の適性評価をさせる。
免許保持者が矯正プログラムに参加する前に、矯正プログラムマネージャーは歯科医療行為における違反またはその他の違反が捜査中であり、対象者が懲戒処分の対象として調査されていることを理解するよう努める。
- (d) 免許取得者の捜査の理由が、第 1681 項に規定された規制対象の薬物や危険な薬物、アルコールの使用、不法所持、処方、または自分で使用するために、一般大衆を害することなく、規制対象の薬物や危険な薬物を非暴力的に調達した場合で、捜査対象者が歯科審議会の開催する矯正プログラムに参加し、無事に修了した場合は、歯科審議会は捜査を終了しなければならない。
免許保持者が辞退、またはプログラムマネージャーの承認の下、矯正評価委員会がプログラムを終了させた場合、捜査は再開され、正当な理由があれば歯科審議会の決定により、懲戒処分が課される。
- (e) 矯正プログラムの承諾および参加をしない場合は、矯正プログラムの前、中、後に関わらず、職業倫理に反する行為として捜査を継続し、懲戒処分とする
- (f) 免許保持者が辞退、または矯正プログラムに従わない、あるいは本人の健康状態や周囲の安全性を脅かすものと判断され、矯正プログラムを終了させられた場合、その際の記録は全て歯科審議会に提出され、懲戒処分に使用される。矯正プログラムに参加している免許保持者から禁止された物質の陽性反応が出た場合、矯正プログラムマネージャーは直ちに歯科審議会に報告し、陽性の検査結果を書面で提出する。この書類は、懲戒処分に使用される。
- (g) 免許保持者が矯正プログラムに従わないために、矯正プログラムを終了させられた場合は歯科審議会により懲戒処分となる。
歯科審議会による捜査対象で、矯正評価委員会により矯正プログラムを終了させられた免許保持者は、矯正評価委員会により歯科審議会へ報告される。

1695.6

本条項で定められた委員会はプログラム・マネージャーの指示の下で活動する。

プログラムマネージャーは、委員会の勧告を検討し、評価する責任を負う。委員会は、次に掲げる義務と責任を負う。

- (a) 歯科審議会が定めるガイドラインに基づき、矯正プログラムへの参加を希望する免許保持者の評価および勧告を行う。委員会は免許保持者の矯正プログラムへの参加に関するコンサルタントとして歯科審議会に勧告を行う。
- (b) 矯正プログラムが行われる治療施設を検討する。
- (c) 矯正プログラム参加者の情報を収集、検討する。
- (d) 矯正プログラム参加者が、安全に歯科診療を再開できるか検討する。
- (e) 規定により歯科審議会が必要とする業務を、歯科審議会やプログラムマネージャーの指示の下に行う。

1696

集会に関する州法第 2 の 3 節第 1 部第 1 章第 9 条 (第 11120 項～) の規定にかかわらず、矯正評価委員会は矯正プログラム参加者に関する報告をまとめるための非公開の会議を開く。

1697

プログラムマネージャーによって承認され、評価委員会が設定した矯正プログラムに参加する免許保持者は、プログラムへの協力に応じ、歯科審議会が費用を免除しない限り、費用の負担に同意しなければならない。免許保持者が矯正プログラムに従わない場合、矯正プログラムを終了させられる。

1698

- (a) 評価委員会やプログラムマネージャーは免許保持者が社会復帰を果たし、矯正プログラムを修了したと判断した場合、評価委員会はその免許保持者の矯正プログラム参加に関わる記録をすべて破棄し、抹消しなければならない。
- (c) 第 1695.5 項の副項 (f) により認可されている場合を除き、評価委員会または歯科審議会が保有する、矯正プログラムに参加した免許保持者に関わるすべての記録は機密が保持され、調査や召喚状の対象とはならない。

1699

本条項に基づき歯科審議会または評価委員会あてに提出された矯正プログラム参加者に関する報告書の内容について名誉棄損の訴訟があった場合、歯科審議会はいかなる表現の報告書も提供するものとする。

第 5 条 違反

1700-1706

1700

個人、企業、あるいは団体が以下に示す軽犯罪の有罪判決を受けた場合、100 ドル (\$100) 以上、1,500 ドル (\$1,500) 以下の罰金あるいは郡刑務所で 10 日以上、1 年以下の懲役、またはこれを併科する。

- (a) 認可を受けた歯科大学あるいは同等の学校を卒業し、卒業証書により、その称号を得ていないのに、「歯科医師」や「D. D. S.」、「D. D. Sc.」、「D. M. D」などの学位を使用した場合。
- (b) 歯科の学位や歯科医師免許を保持していると偽った場合。
- (c) 診療所で歯科医療に従事する職員の名前を診療所の見える場所に表示せず診療を行った場合。
- (d) 歯科医療に従事する職員全員の免許と業務についての宣誓陳述書が提出された後、60 日以内に歯科審議会の執行役員が行う請求を受けて、個人、企業、あるいは団体が 10 日以内に診療所で歯科医療に従事する職員全員の氏名と住所を歯科審議会に提出しなかった場合。ただし、この宣誓陳述書は本項目における起訴に利用してはならない。
- (e) 診療に従事する者がアルコールまたは規制薬物の依存症になり、安全に歯科診療を行うことができない場合。

1700.5

第 1700 項の規定にかかわらず、本章で規定する歯科医師として有効な免許証を保持している者は、卒業した大学の学位に関係なくその名称に「D. D. S.」を付加することができる。

1701

以下の内容を個人が初めて違反した場合、軽犯罪の有罪判決となり、200 ドル (\$200) 以上、3,000 ドル (\$3,000) 以下の罰金、あるいは郡刑務所で 6 ヶ月以下の懲役、またはこれを併科する。2 回目以後の違反は重罪の有罪判決となり、2,000 ドル (\$2,000) 以上、6,000 ドル (\$6,000) 以下の罰金、あるいは刑法第 1170 項副項 (h) に基づく禁固刑、またはこれを併科する。

- (a) 歯科医師の免許申請や登録に必要な学位、免許、あるいは成績証明書を販売、または販売を申し出た場合。
- (b) 歯科医療を行う際の法的証拠となりうる虚偽の卒業証書、免許証あるいは成績証明書を購入あるいは調達した場合
- (c) 詐欺目的で卒業証書、証明書、あるいは成績証明書を偽造、改変し、または偽造、改変しようとした場合。
- (d) 歯科医療を行う、または歯科医師として登録するため、偽造、改変、不正に発行された卒業証書、証明書あるいは成績証明書を使用した、あるいは使用を試みた場合。
- (e) 本章に基づく受験申請、免許の申請、登録に際し、宣誓供述書で、故意に虚偽の陳述を行った場合。
- (f) 失効あるいは取り消しとなった免許証で本章に規定された歯科医療を行った場合。
- (g) 第 1701.5 項に基づき許可された名称以外で、個人、会社、法人などが偽名または架空の名称を用いて免許の申請、歯科診療、広告を行った場合。

1701.1

- (a) 第 1700 項または第 1701 項にかかわらず、身体を危険にさらし、心身に深刻な疾病を引き起こす、あるいは死の危険を伴うような状況下で、本章またはその他の法律の規定による有効な免許証、または許可証、認可、登録なしに診療を行う、あるいは行おうとし、また広告した場合は有罪となり、10,000 ドル (\$10,000) 以下の罰金、あるいは刑法第 1170 項副項 (h) に基づく禁固刑により郡刑務所で 1 年以下の懲役、またはこれを併科する。
- (b) 副項 (a) について共謀、教唆、幫助をした者は有罪となり副項 (a) の処罰を科す

(c) 本項目で示す救済は、他の法律が規定する救済を妨げない。

1701.5

3名以上の歯科医師が診療を行う法人、団体などは本項の規定に基づき歯科審議会が発行する有効な許可証の名称で診療を行わなければ第1701項違反となる。

1995年7月1日以降に、1名ないし2名で診療に従事する歯科医師は本項の規定に基づき歯科審議会が発行する有効な許可証の名称で診療を行わなければ第1701項の違反となる。

以下の要件を満たす場合、歯科審議会は許可証を発行し、使用可能な名称を許可する。

- (a) 申請者が歯科医師の免許を保持している。
- (b) 申請者が所有または賃借し、診療を行う場所が申請者によって管理されている。
- (c) 申請する名称に以下の名称が含まれる。「dental group」、「dental practice」、または「dental office」、および、過去から現在に至る一つ以上の名字、または仕事の同僚、パートナー、株主などの名字が含まれ、なおかつ第651項、第1680項副項(i)および(1)に準拠している。
- (d) 申請書に記入された場所で診療する者全員が有効な免許証を保持し、職業倫理に反する行為による処罰がないこと。

本項の規定に基づき歯科審議会が発行する許可証は本章で規定された方法で更新されない限り、失効する。

本項の規定に基づき歯科審議会が発行する許可証は、歯科審議会が許可の要件が満たされていないと判断した時点で失効する。失効手続きは行政手続法に準拠して行われる。

本項の規定に基づく許可証の保持者または団体が職業倫理に反する行為をした場合、職業倫理に反する行為による罪が確定し、免許の停止または取り消し処分が決定してから失効手続きが開始される。

1702

本条項は歯科審議会認定の歯科大学に対し、学位または卒業証書の授与を禁止するものではない。

1703

歯科審議会の委員またはその役員は裁判所で起きた本条項の違反に対する告訴を記録し、歯科審議会の役員、弁護士、代理人は裁判で法律や事実を提示する。カリフォルニア州各郡の地方検事は、違反が発生した場合、本章に対する違反を起訴しなければならない。

1705

本章で規定されたその他の手続に加え、郡の高等裁判所は、歯科審議会の告訴により、本章で規定されている歯科医療を無免許で行った者の拘束を命令する。

1705.5

本章に違反する行為を行う、あるいは行おうとしている場合、本章に基づき発行された歯科医師免許保持者10人以上の請求があれば、郡の高等裁判所はそのような行為に対し、差し止め命令またはその他必要な命令を下す。本項に基づく手続きは、民事訴訟法の第7編第2部第3章(第525項～)に準拠する。

1706

- (a) 歯科医師あるいは歯科医師の指示による上顎あるいは下顎の総義歯を作成する際は患者の反対がない限り患者の氏名を記入しなくてはならない。患者の氏名の記入が実用的でない場合は頭文字でもよい。記名は製造過程で行われ、耐久性があり、明確で、審美的に許容できるものでなければならない。インプラントに対する記名の場所および方法は、義歯を作成する歯科医師または歯科技工所が決定するものとする。
- (b) 歯科医師は義歯への記名が持ち主の判別にのみ使用されること、記名をするか否かは患者に決定権があることを知らせなければならない。
- (c) 歯科医師は記名した義歯の記録を保持し、緊急事態が発生し歯科診療録によって個人の識別を必要とする場合、または患者が許可した場合を除き、執行役員以外に診療録を開示してはならない。

第6条 手数料

1715-1725

1715

特別な免除を除いて、本章の規定に基づいて発行された免許は、更新されない限り2回目の誕生日の深夜12時に失効する。

歯科審議会には、手続きの方法によって変動する更新料の比例式や、毎年、ほぼ同数が免許失効となるよう系統的に調整するなど、誕生日による更新手続きの方法を確立しなければならない。

1715.1

第 1715 項、第 1716 項、第 1717 項、第 1718 項、第 1718.1 項、第 1718.2 項、第 1718.3 項は診療所の増設に対する許可証の有効期限、更新、再交付にも適用される

1715.5

- (a) 免許更新に際し、米国歯科医師会認定の専門歯科認定委員会が認可した先進教育プログラムの修了を報告しなければならない。
- (b) 免許更新に際し、診療あるいは業務の状況について次のいずれかを報告しなければならない。
 - (1) カリフォルニア州において常勤あるいは週 32 時間以上診療に従事している。この報告義務は歯科助手の免許にも適用される。
 - (2) カリフォルニア州以外で常勤として診療に従事している。
 - (3) パートタイムの週 32 時間未満、診療に従事している。
 - (4) 患者の治療に直接携わらない、歯科審議会の定義による事務職として勤務。
 - (5) 退職。
 - (6) その他、診療あるいは業務の状況については、歯科審議会によって定義される。
- (c) 副項 (b) に基づく情報は、必要に応じて、歯科審議会または歯科助手委員会 (COMDA) の Web サイトに掲載される。
- (d) (1) 歯科医師または歯科助手免許の更新に際し、歯科審議会または歯科助手委員会 (COMDA) は必要に応じて文化的背景や外国語能力に関する情報を収集する。(2) の規定により、この要件は、2009 年 1 月 1 日まで段階的に導入される。
 - (2) 本項に基づき 2009 年 1 月 1 日に情報収集を開始する前に、歯科審議会と COMDA は、3 月 1 日までに質問項目を作成し、情報収集が効率的に行われるべく、歯科学生に対する予備調査の準備をする。7 月 1 日までに、歯科審議会と COMDA は、免許保持者に対し、本項による情報収集が開始されることを通知する。
10 月 1 日までに、歯科審議会と COMDA は、歯科学生の予備調査を行い、実際の情報収集に向けて質問項目を整備する。
 - (3) 本項の規定により収集された情報は、歯科審議会と COMDA によって利用されるカテゴリに基づいて年ごとに集計され、カリフォルニア州全体および診療あるいは業務に従事する場所の郵便番号別に合計が出される。
 - (4) 本項の規定により収集された情報は、歯科審議会と COMDA によって編集され、必要に応じて毎年 7 月 1 日までに歯科審議会または COMDA の Web サイト上に掲載される。
- (e) 議会の決定により、本項の規定を実行する際に歯科助手委員会が必要とする経費はカリフォルニア州歯科助手基金より支払われる。
- (f) COMDA が解散した場合、本項に基づく責任は後継の機関、あるいは登録歯科衛生士および登録歯科助手の免許を発行する機関に委任される。

1716

本章の規定ではカリフォルニア州で歯科医療に従事する者の免許更新料の免除はなく、カリフォルニア州または他のどこで免許を得ていたとしても、カリフォルニア州で歯科医療に従事する者は更新料を納付しなければならない。

1716.1

- (a) 第 1716 項の規定にかかわらず、歯科審議会は規定によりカリフォルニア州で 20 年以上歯科医療に従事している者、あるいは連邦社会保障法 (米国法 42 第 301 頁以降) で退職年齢に達している者、常に無償で診療を行っている者に対し、更新料を軽減する。いかなる場合においても、年間に徴収される費用の総額は免許保持者に対する社会保障給付額に相当するものでなければならない。本項の規定により、歯科審議会は更新料を半額以下にはならない。
- (b) 第 1716 項の規定によらず、障害によって診療に従事できないと歯科審議会が認めた場合、免許 保持者は更新料を 50% に減額することを要求できる。
更新料の減額は歯科審議会の判断で行うものとし、歯科審議会はいつでも減額を終了させることができる。本項の規定に基づき更新料の減額を受けた免許保持者は、障害が完治あるいは診療に影響のない状態であることを歯科審議会が認可し、罰則規定に基づき歯科審議会が定める所定の様式に署名し、更新料を満額納付するまで、診療に従事してはならない

1717

有効期限前の免許を更新する場合、有効期限までに歯科審議会が定める様式で更新を申請し、本章で規定された更新料を納付する。

執行役員が発行する領収書は、納付の証明となる。

1718

本章で規定されている場合を除き、有効期限後の免許証は、5 年以内であれば歯科審議会の定める所定の様式で申請し、未収の更新料および延滞料を納付することによりいつでも更新することができる。有効期限より 30 日以上経過した免許を更新する場合、更新の条件として、本章で規定する延滞料を納付しなければならない。本項の規定に基づき更新する場合は、更新申請書の提出、更新料および延滞料の納付、すべてが完了した日をもって免許証が有効となる。

このように更新した場合、第 1715 項に規定された有効期限まで免許証は有効となり、更新されない場合は失効する。

1718.1

免許停止中でも有効期限に対して本条項に基づく更新を行わなければならない。ただし、更新は免許の再交付ではなく、停止処分が取り消されるまで免許により許可された業務に従事すること、および停止処分となった判決や命令に背く行為はできない。

1718.2

免許取り消しの場合、本条項で規定された有効期限に対して更新できない場合がある。有効期限後に免許証の再交付を受ける場合、正規の更新に必要であった更新料に取り消しの時点からの延滞料が発生する場合はそれを加算した額の再交付手数料を納付しなければならない。

1718.3

- (a) 以下の要件が満たされている場合を除き、有効期限後5年以内に更新されなかった免許の更新、再交付、再発行はできない。
 - (1) 第480項の規定により、免許申請を拒否する正当な理由がない。
 - (2) 初めて免許を申請した者で、更新すべき日より換算して全ての更新料と延滞料を納付した。
 - (3) 初めての免許申請で試験に合格した、あるいは公共の利益を考慮し、歯科審議会がその者を再び歯科医療に従事する要件を満たしているしたと判断した。
- (b) 歯科審議会は必要に応じて、本項に基づき発行された免許に条件を課すことができる。
- (c) 本項に基づく審査を受けずに免許証が発行された場合、歯科審議会は規定により審査料を減額または払い戻しする。

1719

本章の規定に違反し起訴された場合、裁判所の収金には、歯科審議会の執行役員に罰金または保釈金の75%を支払い、差額あるいは罰金または保釈金の25%は違反行為が行われた郡に支払わなければならない。

1720

歯科審議会は、各月の10日までに受領した審査料、更新料、申請料と合わせて本章に対する違反により受領したすべての罰金をカリフォルニア州財務省に納付し、経理担当者に報告する。

1721

第1721.5項、第1944項、および第1945項に規定された場合を除き、本章の規定により出納係が受領した全ての資金はカリフォルニア州歯科基金に入るものとする。歯科基金の支出は年間予算法で議会による処分の対象となる。

第1721.5項、第1944項、および第1945項に規定された場合を除き、処分を行う際、その実施および歯科審議会の事業による全ての支出はカリフォルニア州に請求することで歯科基金から支払われる。

1721.5

- (a) 第1725項に基づき出納係が受領した全ての資金は登録歯科助手、(業務範囲が拡張された)登録歯科助手、歯科鎮静助手、歯科矯正助手に関連した本章の規定を実施する目的で、カリフォルニア州歯科助手基金に入るものとする。
基金からの支出は年間予算として議会が計上する。
- (b) 2009年7月1日、カリフォルニア州歯科補助者基金は第1945項で規定された基金を除き、全てカリフォルニア州歯科助手基金に移される。2008年度予算により、歯科助手に関連した本章の規定を実行する際に、これまで歯科補助者基金が負担していたものを含めて、歯科審議会が負担する費用に対し、この基金を利用することを認める。

1722

基金の700ドル(\$700)は、回転資金とし、緊急時や前払いが必要な際、歯科審議会の委員長または幹事の令状により、通常の方法で監査されることなく引き出すことが可能である。しかし、回転資金の支出の合計が700ドル(\$700)以上となった場合は内容とその証明書をもとに事前に監査を受けなければならない。回転資金からの支出は全て、各連結会計年度末、または財務部長あるいはカリフォルニア州経理担当役員の請求により、事前に行われている場合を除き、監査を受けなければならない。

1723

本章の規定に基づき歯科審議会によって課される罰金、保釈金、審査料は執行役員に納付しなければならない。

1724

本章の規定に基づく歯科医師への罰金および手数料は以下に示す上限をもとに、歯科審議会が歯科医師に関連した本章の規定を実行する際、必要とされる経費として決定される。

- (a) 受験の申請料は、500ドル(\$500)を超えてはならない。
- (b) 再試験の申請料は100ドル(\$100)を超えてはならない。
- (c) 試験および再試験の手数料は、800ドル(\$800)を超えてはならない。試験を受験する資格がないことが判明した場合は、歯科審議会が定める額の払い戻しを受けることができる。
- (d) 免許の更新料は450ドル(\$450)を超えてはならない。

- (e) 特別許可の手数料は 300 ドル (\$300) を超えないものとし、特別許可の更新料は 100 ドル (\$ 100) を超えてはならない。
- (f) 延滞料は第 163.5 項で規定された額とする。
- (g) 診療を行う場所の変更手続きが遅れた場合の罰金は 75 ドル (\$75) を超えてはならない。
- (h) 診療所の増設を行うための許可申請料は 200 ドル (\$200) を超えてはならない。
- (i) 増設した診療所の更新料は 100 ドル (\$100) を超えてはならない。
- (j) 代用証明書の発行手数料は 125 ドル (\$125) を超えてはならない。
- (k) 生涯教育の受講料は年間 250 ドル (\$250) を超えてはならない。
- (l) 紹介サービスの許可証の申請および更新の手数料は 25 ドル (\$25) を超えてはならない。
- (m) 学外施設許可証の申請および更新の申請の手数料は 25 ドル (\$25) を超えてはならない。
歯科審議会は手数料を増額する場合、増額の理論的背景と正当性をカリフォルニア州議会各院の財政委員会に報告しなければならない。

1724.5

第 1701.5 項に基づき発行された許可証に対する手数料を以下に示す。

- (a) 許可証の申請料は申請者の免許証更新料と同額とし、許可証が発行された日以前に、最後に免許証が更新された日付より有効とする。ただし、許可証が発行後一年以内に有効期限となる場合は許可証の手数料は更新料の 50% とする。
- (b) 歯科審議会が定める更新料および延滞料は 5 ドル (\$5) 以上で免許更新料を超えないものとする。

1725

本章の規定に基づく歯科助手に関連した手数料は以下に示す上限を超えないものとする。

- (a) 免許申請料は 20 ドル (\$20) を超えてはならない。2010 年 1 月 1 日以降の免許申請料は 50 ドル (\$50) を超えてはならない。
- (b) 登録歯科助手免許の受験料は筆記試験 50 ドル (\$50)、実技試験 60 ドル (\$60) を超えてはならない。
- (c) 歯科鎮静助手または歯科矯正助手の許可証の発行手数料は 50 ドル (\$50) を超えてはならない。
- (d) 歯科鎮静助手または歯科矯正助手の筆記試験受験料は試験の実費を超えてはならない。
- (e) 登録歯科助手が受験する法と倫理の筆記試験受験料は検査の実費を超えてはならない。
- (f) (業務範囲が拡張された) 登録歯科助手免許の受験料は試験の実費を超えてはならない。
- (g) 登録歯科衛生士免許の受験料は試験の実費を超えてはならない。
- (h) 第 3 学年および第 4 学年の歯科学生に対する登録歯科衛生士免許の受験料は試験の実費を超えてはならない。
- (i) (業務範囲が拡張された) 登録歯科衛生士免許の受験料は試験の実費を超えてはならない。
- (j) 歯科審議会は、代替診療登録歯科衛生士免許の発行手数料は実費を超えてはならない。
- (k) 1991 年 1 月 1 日以降、登録歯科助手の更新料は、60 ドル (\$60) を超えてはならない。1992 年 1 月 1 日以降、歯科審議会は登録歯科助手、(業務範囲が拡張された) 登録歯科助手、歯科鎮静助手、歯科矯正助手の更新料が 80 ドル (\$80) を超えないものとしている。
- (l) 延滞料は 25 ドル (\$25) または更新料の半分以下のいずれか高い金額とする。滞納した場合、更新料、延滞料を支払うことで免許証または許可証が再交付される。
- (m) 破損や紛失などにより、免許証、許可証、または証明書を再発行する場合、あるいは氏名の変更が生じた場合の手数料は 25 ドル (\$25) を超えてはならない。
- (n) 歯科審議会が委託した機関あるいはカリフォルニア州立大学学長室による認定がなされていない登録歯科助手の教育プログラムについて、カリキュラムの見直しおよび施設の評価を行う際に必要な手数料は 1,400 ドル (\$1,400) を超えないものとする。
- (o) 歯科審議会が委託した機関あるいはカリフォルニア州立大学学長室による認定がなされていない各研修の承認申請に関わる審査手数料は 300 ドル (\$300) を超えてはならない。
- (p) 本章で規定された歯科助手免許および許可証の発行に関連した教育プログラムの評価における上記の (a) から (o) に規定された以外の手数料は歯科審議会が徴収する。
- (q) 本項の規定により歯科審議会が決定した手数料は、行政法事務局の承認を得なければならない。
- (r) 本項の規定により徴収された手数料は、カリフォルニア州歯科助手基金に積み立てられる。

第 7 条 歯科助手

1740-1777

1740

議会は本条項により、カリフォルニア州における住民の歯科医療ニーズを満たすために、歯科助手の活用を規定する。議会は本条項により、歯科助手が同じ内容の研修を受け続けることなく、継続してより高度な研修を受講し、その技能を高め、より上位の認定を受けられるよう規定する。

議会は、本章の規定を実行するに当たり、カリフォルニア州歯科審査会およびカリフォルニア州歯科歯科助手委員会が、1972年制定の第645項および1973年3月20日付の議会報告書に含まれる歯科助手の就業および教育に関する諮問委員会の勧告に特に配慮することを定める。

1741

本条項では

- (a) 「歯科審議会」はカリフォルニア州歯科審議会のことである。
- (b) 「直接の指導の下」とは歯科医師の指導の下に行う処置のことであり、その際、歯科医師は同じ施設内にいなくてはならない。
- (c) 「一般的な指導の下」とは歯科医師の指導の下に行う処置のことであり、その際、歯科医師は同じ施設内にいなくてもよい。

1742

- (a) カリフォルニア州歯科審議会に設置する歯科助手評議会はカリフォルニア州における歯科助手に関連するすべての事項を考慮して、自主的あるいは歯科審議会の要求により、歯科審議会または歯科助手評議会に対し、以下の内容について適切な勧告を行う。
 - (1) 歯科助手の試験、免許の発行、更新に必要な条件。
 - (2) 歯科助手教育プログラム、研修、および生涯教育を承認するための基準。
 - (3) 歯科助手に可能な業務範囲および歯科医師による指導について。
 - (4) 歯科助手の行動基準。
 - (5) 感染防御に関する要請。
- (b) (1) 歯科助手評議会の評議員は歯科審議会が、歯科審議会の登録歯科助手、および歯科審議会の別の委員、(2)の要件を満たす経験豊富で教育を受けた5名の登録歯科助手を任命する。
- (2) 5名の登録歯科助手を任命するにあたって、法人、非営利の専門協会、団体、登録歯科衛生士が加入する団体の推薦を考慮する。
その内2名は歯科審議会認定の登録歯科助手教育プログラムの教員として5年以上の勤務経験を有していなければならない。
その他3名のうち、1名は（業務範囲が拡張された）登録歯科助手とし、いずれも歯科診療所あるいは公的セーフティネット、歯科健康管理センターに勤務し、臨床に従事していなくてはならない。
5名の評議員は全員、登録歯科助手または（業務範囲が拡張された）登録歯科助手として5年以上有効な免許を保持していた者とし、現行の歯科審議会の委員であってはならない。
- (c) 評議員内定者は過去に歯科助手フォーラムに勤務していたことがあってはならない。また、登録歯科助手の学校と利害関係を持つてはならない。歯科審議会が任命した最終的な候補者の資格と申請書は公開できるようにし、最終候補の選定は通常の業務として行う。
- (d) 任期中に欠員が生じた場合、90日以内に適用基準に従って歯科審議会が別の評議員を任命し、残りの任期を全うする。
- (e) 評議員は、歯科審議会の委員と同様に利益相反事項を遵守しなければならない。
- (f) 評議会は歯科審議会と合同会議を行い、必要に応じて独自の会議を行う。
- (g) 歯科審議会以外の最初の評議員は1名が1年の任期、1名が2年の任期、2名が3年の任期、1名が4年の任期を務めるものとする。通常、評議員の任期は4年とする。
- (h) 評議員の勧告は120日以内に歯科審議会によって承認、修正、あるいは否決される。歯科審議会が否決または著しく勧告の内容を修正した場合、評議会は歯科審議会に対し、その理由を30日以内に書面で提出するよう要求できる。
- (i) 歯科審議会は2012年5月1日までに最初の評議員を任命しなければならない。
- (j) 評議員は評議会の議題を定め、評議会と歯科審議会との連携を図り、勧告を提出するために議長をおく。

1743

- (a) 歯科審議会は、申請手続きに関して、次に掲げる職務および権限を有する
 - (1) 歯科助手免許の申請者が法令および歯科審議会の規則の要件を満たす者であるかを評価、検討する。
 - (2) 申請書の保管、申請料の出納記録、申請に付随する事務的な手続きを行う。
 - (3) 本副項で定める内容を職員に委任する。
 - (4) 免許の要件に不審な点がある場合を除き、歯科助手免許を発行する。
- (b) 歯科審議会は歯科助手免許試験を実施する。歯科審議会は歯科助手免許試験の合格点を設定する。
- (c) 歯科審議会は本章および歯科審議会の規則に基づく免許更新手続きすべてに責任を負うものとする。歯科審議会は本副項で定める内容を職員に委任することができる。

1747

本条項に基づく免許の発行拒否、免許の停止あるいは取り消し処分に関するすべての手続きはカリフォルニア州行政法第2編第3段第2部第5章（第11500～）の規定に準拠するものとする。

1749.1

歯科審議会は本条項で定める試験に加えて、免許申請者にカリフォルニア州の法律および倫理試験を行う。

1750

- (a) 第 1750.1 項および歯科審議会の規定により、免許をもたない歯科助手は歯科医師の指導の下、基本的な歯科診療の補助を行うことができる。「基本的な歯科診療の補助」とは、技術的には初歩的、可逆的な内容で治療中の患者を危険にさらす恐れのないものをいう。
- (b) 第 1750.1 項の規定により、指導を行う歯科医師は基本的な歯科診療の補助に対する歯科助手の能力を見極める責任がある。
- (c) 120 日以上歯科助手を雇用する場合、雇用主は雇用から一年以内で歯科助手に以下の内容を修了させる責任を負う
 - (1) 歯科審議会認定の歯科診療法研修
 - (2) 歯科審議会認定の感染防御研修。
 - (3) 米国赤十字社または米国心臓協会認定の講師による一次救命処置研修、または歯科審議会がそれらと同等と認める研修で、実際の場面を想定した臨床実習形式のもの
- (d) 歯科助手の雇用主は、歯科助手に一次救命処置の認定を保持させる責任を負う。
- (e) 本項は、2010 年 1 月 1 日より施行される。

1750.1

- (a) 歯科助手は歯科医師の一般的な指導の下、次に掲げる業務を行うことができる
 - (1) 第 1750 項で規定された基本的な歯科診療の補助に該当する内容で歯科医師に指示された口腔外への処置。
 - (2) 第 1656 項の規定を遵守した上での、歯科用 X 線撮影装置による口腔内 X 線撮影
 - (3) 口腔内および口腔外の写真撮影。
- (b) 歯科助手は歯科医師の直接の指導の下に次の業務を行うことができる
 - (1) 腐蝕性の薬物または噴霧薬を除く外用薬の塗布。
 - (2) フッ化物の局所応用
 - (3) 口腔内での補綴装置以外の印象採得。
 - (4) フェイスボウの転写や咬合採得。
 - (5) ラバーダム、その他分離機の装着および除去。
 - (6) 修復処置のための、ウェッジ、マトリックスの装着および除去。
 - (7) 歯科医師による診査後の抜歯窩の包帯の除去。
 - (8) 矯正治療の測定。
 - (9) 光照射機による修復物および矯正材料の硬化。
 - (10) 矯正器具の検査。
 - (11) 矯正治療用歯間分離装置の装着および除去。
 - (12) 結紮線およびアーチワイヤーの除去。
 - (13) 歯科医師による調整後、可撤式矯正装置の取り扱い方法の患者への指示。
 - (14) 歯周包帯の除去
 - (15) 歯科医師の診査後、縫合糸の除去。
 - (16) モニター機器の患者への装着。
 - (17) 鎮静治療中、チェアサイドで診療を行う歯科医師が解釈と評価を行うため、心電図波形、二酸化炭素および呼気終末二酸化炭素濃度、呼吸サイクル、非観血連続測定血圧、または動脈血酸素飽和度の読み取り、記録。
 - (18) 亜酸化窒素を用いた鎮静の補助。歯科助手は亜酸化窒素などの投与を開始してはならない。また、歯科医師の直接の指導の下でなければその流量を調整してはならない。
本節は、緊急事態の発生時に適切な行動をとることを妨げない。
- (c) 副項 (b) にかかわらず、安全衛生法第 104762 項および第 104830 項に基づき連邦政府、州、郡、または地方の保健制度によって、学校または地域の公衆衛生プログラムとして行われる場合は歯科医師または内科医師の一般的な指導の下、歯科助手がフッ化物の局所応用を行うことができる。
- (d) 代替診療登録歯科衛生士の指導の下、歯科助手は口腔内の吸引を行うことができる。
- (e) 歯科審議会は、規定により許容される業務内容を追加することができる。
- (f) 歯科助手や歯科矯正助手および歯科鎮静助手は、法律で具体的に許可されない限り、次のいずれかを行うことができない。
 - (1) 診断および包括的な治療計画立案
 - (2) 最終補綴物の調整、合着または除去。
 - (3) 抜歯や軟組織の切断や縫合を含む、軟組織あるいは硬組織の切削などの外科的処置。
 - (4) 薬の処方。
 - (5) 亜酸化窒素あるいは酸素の投与以外で、法で認められない限りにおいて、局所あるいは全身麻酔、経口または非経口意識下鎮静の開始または調整。
- (g) 第 1750 項の副項 (a) は歯科助手の業務を規定しているが、登録歯科助手、(業務範囲が拡張された)登録歯科助手、歯科鎮静助手、歯科矯正助手、登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または(業務範囲が拡張された)登録歯科衛生士にのみ許可されている業務は規定していない
- (h) 本項は、2010 年 1 月 1 日より施行される。

1750.2

- (a) 2010年1月1日以降、歯科審議会は、申請書および以下の要件のすべてを満たしていることの証明書を提出し、手数料を納付した者に歯科矯正助手の許可証を発行する。
 - (1) 歯科助手として12ヶ月以上診療に従事。
 - (2) 歯科審議会認定の歯科診療法研修および感染防御研修の修了
 - (3) 米国赤十字社または米国内臓協会認定の講師による一次救命処置研修、または歯科審議会がそれらと同等と認める研修の修了
 - (4) 歯科助手として6ヶ月以上診療に従事した後に、歯科審議会が認定した歯科矯正助手の研修を修了
 - (5) 本項の他の副項目で定められた要件を満たしたうえで、歯科審議会が行う筆記試験に合格。筆記試験は、第1750.3項で規定された業務を遂行するために必要とされる知識、技能、能力について行う。
- (b) 本項に基づき歯科矯正助手許可証を保持している者は、第1645項の規定により歯科審議会が認定した登録歯科助手と同様に、生涯教育を受ける必要があり、第6条（第1715項～）の更新要件に従うものとする。

1750.3

第1750.2項に基づき、歯科矯正助手許可証を保持している者は、歯科医師の直接の指導の下に以下の業務を行うことができる。

- (a) 歯科助手に許可されているすべての業務。
- (b) 矯正用ブラケット装着の準備および歯科医師が決定した位置でのブラケットの装着。
- (c) 歯科医師が合着剤を除去した後の歯列矯正用ブラケットとアタッチメントの除去。
- (d) 歯列矯正バンドの試適および装着。
- (e) 歯列矯正バンドの除去および手用器具による歯肉縁上の余剰セメント除去。
- (f) アーチワイヤーの装着および結紮。
- (g) 矯正治療において、歯肉縁上の余剰セメントを超音波スケーラーで除去。
- (h) その他、歯科審議会が規定する業務。

1750.4

- (a) 2010年1月1日以降、歯科審議会は、申請書および以下の要件のすべてを満たしていることの証明書を提出し、手数料を納付した者に歯科鎮静助手の許可証を発行する。
 - (1) 歯科助手として12ヶ月以上診療に従事。
 - (2) 歯科審議会認定の歯科診療法研修および感染防御研修の修了
 - (3) 米国赤十字社または米国内臓協会認定の講師による一次救命処置研修、または歯科審議会がそれらと同等と認める研修の修了
 - (4) 歯科助手として6ヶ月以上診療に従事した後に、歯科審議会が認定した歯科鎮静助手の研修を修了
 - (5) 本項の他の副項目で定められた要件を満たしたうえで、歯科審議会が行う筆記試験に合格。筆記試験は、第1750.5項で規定された業務を遂行するために必要とされる知識、技能、能力について行う。
- (b) 本項の規定による許可証を保持する者は、第1645項の規定により歯科審議会が認定した登録歯科助手と同様に、生涯教育を受ける必要があり、第6条（第1715項～）の更新要件に従うものとする。

1750.5

第1750.4項の規定に基づく許可証を保持する歯科鎮静助手は、意識下鎮静または全身麻酔の許可証を有する歯科医師あるいは医療従事者の直接の指導の下、次の業務を行うことができる

- (a) 歯科助手に許可されているすべての業務。
- (b) 意識下鎮静または全身麻酔を行う間、パルスオキシメーター、心電図、カプノグラフィ、血圧、脈拍、呼吸速度などの非侵襲的測定データにより患者をモニタリング。鎮静中、意識下鎮静または全身麻酔の許可証を有する歯科医師あるいは医療従事者が患者の状態をチェアサイドで評価する責任を負う。
- (c) 適切な薬品、アンプル、バイアルの選別および準備。歯科医師の指示した正確な分量を計量。
- (d) チェアサイドにおける歯科医師の直接の指導の下、シリンジを用いて静脈ラインに薬物、液体を注入。ただし、静脈ラインの開通性の確認、注入部位の選択、注入部位にシリンジを挿入、静脈ラインの閉塞および血液吸引、静脈ラインの開放と適切なインターバルでの薬剤の投与だけに限定される。薬剤の初回投与量は、歯科医師が直接管理する。
- (e) 静脈ラインの除去。
- (f) その他、歯科審議会が規定する業務。
- (g) 副項 (b) から (e) までの業務は歯科診療所以外で行ってはならない。

1751

- (a) 7年以内に1度、歯科審議会は、歯科助手、登録歯科助手、（業務範囲が拡張された）登録歯科助手、歯科鎮静助手および歯科矯正助手の業務範囲歯科医師の指導の範囲、業務を行う際の設定について見直し、歯科医療の進展に合わせて更新しなくてはならない。
- (b) 本項は、2010年1月1日より施行される。

1752.1

- (a) 歯科審議会は、申請書および以下の要件のいずれかを満たしていることの証明書を提出した者に登録歯科助手の免許証を発行する。
 - (1) 歯科審議会認定の登録歯科助手教育プログラムを修了し、歯科審議会による筆記試験および実技試験に合格。
 - (2) 2010年1月1日以前の申請で、カリフォルニア州または別の州において歯科助手として12ヶ月以上の十分な職務経験があり、歯科審議会の筆記試験に合格。
 - (3) 2010年1月1日以後の申請で、カリフォルニア州または別の州において歯科助手として15ヶ月以上の十分な職務経験があり、歯科審議会の筆記試験に合格。
- (b) 本項における「十分な職務経験」とは、雇用者である歯科医師によって、第1750.1項で規定された業務を十分に果たした旨を申請書にて証明されたことを意味する。
- (c) 教育省によって承認された高等教育機関、または地方職業センター、地方就業プログラムにおける歯科助手教育を受けた者で、それらのプログラムが副項(a)に定める歯科審議会の認定を受けていない場合、歯科審議会は本項で規定された職務経験の履修単位として認める。履修単位は週単位で計算し、授業または実習の単位と同等とする。認定されていないプログラムについて歯科審議会は、教育長と協力して、カリキュラムの基準を定めなければならない。基準を満たしていないプログラムについては高等教育機関における必修科目を除き、歯科審議会認定の歯科助手教育プログラムとして確立するよう歯科審議会から通知する。基準を満たしていないプログラムを修了しても、本項で規定された職務経験として認めない。
- (d) 副項(a)に規定された要件に加え、2002年7月1日以降に歯科審議会認定の放射線安全研修および歯面研磨研修を修了し、修了証を提出しなくてはならない。研修の期間と内容は、歯科審議会の規定に従う。
- (e) 副項(a)および副項(d)の要件に加え、2010年1月1日以降に登録歯科助手の免許申請をする者は、歯科審議会が行う法律と倫理に関する筆記試験に合格しなくてはならない。また、以下の要件を申請までの5年以内にすべて修了したことの証明書を提出しなくてはならない。
 - (1) 歯科審議会認定の歯科診療法研修
 - (2) 歯科審議会認定の感染防御研修。
 - (3) 米国赤十字社または米国心臓協会認定の講師による一次救命処置研修、または歯科審議会がそれらと同等と認める研修。
- (f) 登録歯科助手は、以下の証明書を提出することにより、歯科矯正助手許可証または歯科鎮静助手許可証、またはその両方が与えられる。
 - (1) 歯科審議会認定の歯科矯正助手または歯科鎮静助手研修の修了証。
 - (2) 歯科矯正助手または歯科鎮静助手としての業務を行うために、必要とされる知識、技能、能力に関して歯科審議会が行う筆記試験の合格通知。
- (g) 歯科矯正助手許可証または歯科鎮静助手許可証を保持する登録歯科助手は「歯科矯正助手 RDA」「歯科鎮静助手 RDA」の名称を使用する。これらの用語は、参照のために使用され、新たな免許証の種類を追加するものではない。
- (h) 歯科矯正助手または歯科鎮静助手の許可証を保持している登録歯科助手は第1645項の規定により歯科審議会が認定した生涯教育を受ける必要がある。

1752.3

- (a) 2010年1月1日より、第1752.1項で規定された登録歯科助手免許の筆記試験は、第139項の規定に従う。
- (b) 2010年1月1日より、第1752.1項で規定された登録歯科助手免許の実技試験は、(1)～(4)の項目より3つを選択する。試験は歯科助手協議会の勧告に基づき、歯科審議会が承認した方法で行われ、歯科審議会が任命した審査官が採点する。試験はベンチクランプで固定された上下顎の治療用模型を使用する。申請者は審査に必要な課題を提出する。
 - (1) ベース材または裏層材の塗布。
 - (2) 直接法によるプロビジョナルレストレーションの作成。
 - (3) 間接法によるプロビジョナルレストレーションの作成。
 - (4) 間接法によるプロビジョナルレストレーションの合着。

1752.4

- (a) 登録歯科助手は次に掲げる業務を行うことができる
 - (1) 歯科助手に許可されているすべての業務。
 - (2) 歯鏡を用いた口腔内の明らかな病変、修復物、喪失歯の診査および記録。
 - (3) レーザー以外の光照射器を用いた漂白剤の活性化。
 - (4) 歯科医師による診断のための自動齶蝕検知器による検査。
 - (5) コンピュータ自動設計(CAD)による修復物作成のための画像撮影。
 - (6) 歯髄診断とその所見の記録。
 - (7) ベース材、裏層材、ボンディング材の塗布。
 - (8) ボンディングに際しての歯面処理。
 - (9) 直接法によるプロビジョナルレストレーションの作成、調整、合着。
 - (10) 間接法によるプロビジョナルレストレーションの作成、調整、合着、除去。プロビジョナルレストレーションであればステンレス鋼の金属冠も可。
 - (11) 歯科医師による手術部位の診査後、抜歯窩への貼薬。
 - (12) 歯周包帯。
 - (13) ペーパーポイントによる根管内の乾燥。

- (14) 口腔外での義歯調整。
- (15) 手用器具による歯面の余剰セメント除去。
- (16) 歯面研磨。
- (17) 結紮線およびアーチワイヤーの装着。
- (18) 歯列矯正バンドの除去。
- (19) その他、歯科審議会が規定する業務。
- (b) 以下の業務について、歯科審議会認定の登録歯科助手教育プログラムで履修または歯科審議会認定の研修修了証を提出した場合、登録歯科助手は以下の業務を行うことができる。
 - (1) 矯正治療において、歯肉縁上の余剰セメントの超音波スケーラーでの除去。
 - (2) 第 1750.3 項で規定された歯科矯正助手の業務。すでに登録歯科助手である者は、結紮線およびアーチワイヤーの装着または手用器具による歯面の余剰セメント除去について教育を受ける必要はない。
 - (3) 第 1750.5 項に規定された歯科鎮静鎮静の業務。
 - (4) 小窩裂溝填塞。
- (c) 第 1777 項の規定されている場合を除き、登録歯科助手の業務を一般的あるいは直接の指導の下に行うかどうかは歯科医師の判断によるものとする。
- (d) 本項は 2010 年 1 月 1 日より施行される。

1752.6

2010 年 1 月 1 日以降に免許証を受けた登録歯科助手は、免許更新の条件として継続学習が追加となったため、次の更新までに、歯科審議会認定の小窩裂溝填塞研修を受講し、その修了証を提出しなければならない。研修修了証が提出されるまで、登録歯科助手の免許は更新されない。

1753

- (a) 2010 年 1 月 1 日以降、歯科審議会は、以下の要件のすべてを満たしている旨の証明書を提出した者に（業務範囲が拡張された）登録歯科助手の免許証を発行する。
 - (1) 現在、登録歯科助手免許を保持しているか、登録歯科助手の要件を満たしている。
 - (2) 歯科審議会認定の小窩裂溝填塞研修を修了。
 - (3) 次のいずれかを修了している
- (A) 第 1753.5 項に規定されたすべての業務に関して、歯科審議会認定の（業務範囲が拡張された）歯科助手高等教育プログラム。
- (B) 第 1753.5 項副項 (b) の (1)、(2)、(5)、(7)～(11) に規定された業務を含む内容で、2010 年 1 月 1 日以前に歯科審議会が規定していた歯科助手の拡張された業務範囲に関する歯科審議会認定の高等教育プログラムを修了
- (4) 歯科審議会が行う筆記試験、臨床実技試験に合格。歯科審議会は、歯科審議会または歯科審議会認定の（業務範囲が拡張された）歯科助手教育プログラムのいずれかが筆記試験を行うか指定しなければならない。
- (b) （業務範囲が拡張された）登録歯科助手は、以下の証明書を提出することにより、歯科矯正助手許可証または歯科鎮静助手許可証、またはその両方が与えられる。
 - (1) 歯科審議会認定の歯科矯正助手または歯科鎮静助手研修の修了証。
 - (2) 歯科矯正助手または歯科鎮静助手としての業務を行うために、必要とされる知識、技能、能力に関して歯科審議会が行う筆記試験の合格通知。
- (c) 歯科矯正助手許可証または歯科鎮静助手許可証を保持する（業務範囲が拡張された）登録歯科助手は「歯科矯正助手 RDAEF」「歯科鎮静助手 RDAEF」の名称を使用する。これらの用語は、参照のために使用され、新たな免許証の種類を追加するものではない。
- (d) 歯科矯正助手または歯科鎮静助手の許可証を保持している登録歯科助手は第 1645 項の規定により歯科審議会が認定した生涯教育を受ける必要がある。

1753.4

2010 年 1 月 1 日以降に（業務範囲が拡張された）登録歯科助手免許の申請をする者は副項 (a) および (b) に規定された試験に合格しなければならない。2010 年 1 月 1 日以前に発行された有効な（業務範囲が拡張された）登録歯科助手免許の保持者が、2010 年 1 月 1 日以降、第 1753.5 項副項 (b) の (1)、(2)、(5)、(7)～(11) に規定された業務を行うためには副項 (b) に定める試験に合格しなければならない。試験は歯科助手協議会の勧告に基づき、歯科審議会が承認した方法で行われ、歯科審議会が任命した審査官が採点する。申請者は審査に必要な課題を提出する。

- (a) 申請者の患者に対し、次の 2 つを行う。試験の対象となる歯は近遠心に接触関係が保たれていないと認めない。
 - (1) 印象採得における歯肉圧排糸の挿入。
 - (2) 間接法による最終補綴物の精密印象採得。
- (b) 歯科用ユニットまたは模擬患者（マネキン）の口腔内に取り付けられた治療用模型に対し、次の項目のうち 2 つを行う。
 - (1) アマルガム修復。
 - (2) 非金属の材料をもちいた直接修復。
- (3) 既存のアマルガム修復の形態修正および研磨。

1753.5

- (a) 2010年1月1日以降に免許を取得した、(業務範囲が拡張された)登録歯科助手は第1752.4項および歯科審議会が定める登録歯科助手の業務をすべて行うことができる。
- (b) 2010年1月1日以降に免許を取得した、(業務範囲が拡張された)登録歯科助手はその他に歯科医師の直接の指導の下、その指示に従い、以下の業務を行うことができる。
 - (1) 口腔内、口腔外の軟組織診査、咬合分類、筋機能評価などの記録による予備的な患者の口腔衛生状態の診査。
 - (2) 歯科医師、登録歯科衛生士、または代替診療登録歯科衛生士の指導の下に学校または地域の公衆衛生プログラムとして行う歯科健診。
 - (3) 印象採得における歯肉圧排糸の挿入。
 - (4) マスターポイントおよびアクセサリーポイントの試適。
 - (5) マスターポイントおよびアクセサリーポイントによる根管充填。
 - (6) 間接法による最終補綴物の精密印象採得。
 - (7) 可撤性義歯の精密印象採得。
 - (8) アマルガム修復の形態修正および研磨。
 - (9) 直接法による修復治療。
 - (10) 間接法による補綴物の調整および合着。
 - (11) その他、歯科審議会が規定する業務。
- (c) 歯科医師の直接の指導の下に行われるすべての業務は、その結果を歯科医師が必ず確認しなければならない。

1753.6.

- (a) (業務範囲が拡張された)登録歯科助手の免許保持者は本項が施行された日より、第1753.5項副項(b)の(1)、(2)、(5)、(7)～(11)に関する歯科審議会認定の研修修了証を提出し、第1753.4項で規定された試験に合格するまでは、第1752.4項および、本項の(1)から(6)に規定された登録歯科助手の業務のみを行うものとする。
 - (1) 印象採得における歯肉圧排糸の挿入。
 - (2) 間接法による最終補綴物の精密印象採得。
 - (3) ポストあるいはコア作成に用いるパターン作成。
 - (4) 根管充填材の試適。
 - (5) 小窩裂溝填塞。
 - (6) 手用器具による歯肉縁下の余剰セメント除去。
- (b) 本項は、2010年1月1日より施行される。

1753.7

- (a) 第1753項で規定された(業務範囲が拡張された)登録歯科助手、または第1918項で規定された(業務範囲が拡張された)登録歯科衛生士を1名の歯科医師が同時に雇用できるのは3名までである。
- (b) 本項は、2010年1月1日より施行される。

1765

以下に該当する場合を除き、歯科衛生士または歯科医師以外の者が患者に対し、歯肉縁上および歯肉縁下のスクーリング、口腔衛生状態の評価、治療計画立案などの歯科衛生士の業務を行ってはならない。

- (a) 歯科大学または歯科衛生士学校の学生が正規の授業科目として教員の指導の下に行う場合。
- (b) 本章の規定に基づいて、歯科助手、登録歯科助手、(業務範囲が拡張された)登録歯科助手が歯科医師の指導の下に行う場合。
- (c) カリフォルニア州以外で免許を受けた登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または(業務範囲が拡張された)登録歯科衛生士が臨床教育のために行う場合。

1767

歯科審議会は、本条項の規定を実施するために必要な規則を定める。

1771

登録歯科助手、歯科鎮静助手、歯科矯正助手、(業務範囲が拡張された)登録歯科助手以外の者が、類似のあるいはその名称を用いた場合、軽犯罪で有罪となる。

1773

第1715項、第1718項、第1718.1項、第1718.2項、第1718.3項の規定は本条項の規定に基づく免許の更新、再発行に適用される。

免許が更新されなかった場合、第1715項に規定された日をもって免許は失効する。

1777

安全衛生法第 1204 項で規定されたプライマリケア診療所または特別診療所、または安全衛生法第 1206 項副項 (c) の規定により免許の免除されたプライマリケア診療所、または福祉施設法の第 17000 項における郡政府との契約を交わした病院が所有、運営する診療所で診療に従事する場合、以下が適用される。

- (a) 歯科助手、登録歯科助手、および（業務範囲が拡張された）登録歯科助手は登録歯科衛生士または代替診療登録歯科衛生士の直接の指導のもと、口腔外の業務をすべて行うことができる
- (b) 登録歯科助手および（業務範囲が拡張された）登録歯科助手は登録歯科衛生士または代替診療登録歯科衛生士の直接の指導のもと、第 1763 項の規定に従い、次の業務が可能となる。
 - (1) 歯面研磨。
 - (2) フッ化物の応用。
 - (3) （歯科審議会認定の研修修了証を提出している場合）小窩裂溝充填。

第 8 条 歯科医療法人

1800-1808

1800

株主、役員、取締役、従業員である歯科医、内科医師、外科医師、歯科助手、登録歯科助手、（業務範囲が拡張された）登録歯科助手、歯科鎮静助手、歯科矯正助手、登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士がモスコニー・ノックス業務法人法（会社法第 1 編第 3 段第 4 部第 13400 項～）および本章、または歯科医療法人およびその業務に適用されるその他の法令、規則、条例を遵守して、会社法第 13401 項および第 13401.5 項で定義されている専門的なサービスを提供する法人のことである。

1804

第 1680 項副項 (i) および第 1701 項副項 (g) の規定にかかわらず、第 1701.5 項に基づき発行された有効な許可証がない限り、専門的なサービスを提供する歯科医療法人は、株主の氏名が 1 つ以上含まれ、かつ「歯科医療法人」またはそれを示す言葉あるいは略号を含み、それ以外の名称は用いてはならない。

1805

会社法第 13401 項および第 13401.5 項で規定されている場合を除き、歯科医療法人における株主、役員、取締役はモスコニー・ノックス業務法人法で規定されている免許保持者でなくてはならない。

1806

専門的なサービスを提供することで得られた収入に対し、（モスコニー・ノックス業務法人法の規定に基づき）株主はその資格を持たず、どのような場合でも、株主あるいは株式の利益として計上してはならない。

1807

歯科医療法人はいかなる法令、規則、条例においても職業倫理に反する行為を行ってはならない。歯科医療法人は法令、規則、条例によって、本章第 1634 項に規定された免許保持者と同等に規制される。本章第 1634 項の規定またはその他の規定による個人の免許保持者に対する処分と同様に、歯科審議会は歯科医療法人に対し、免許の失効、一時停止、懲戒処分を行う。ただし、その手続は、カリフォルニア州行政法第 2 編第 3 段第 2 部第 5 章（第 11500～）に準拠して実施されるものとし、歯科審議会は、その中で付与されたすべての権限を有する。

1808

歯科審議会は本条項およびモスコニー・ノックス業務法人法の規定を実施するため、または歯科医療法人に対し、(a)（モスコニー・ノックス業務法人法の規定に基づき）資格を持たない者または死亡した者が所有する歯科医療法人の株式資本を、規則または条例が規定する期限内に歯科医療法人あるいは他の株主に売却することを規定する定款または内規の作成 (b) 歯科医療法人が保険またはその他の方法により、専門サービスの提供により生じた患者のクレームに対する十分な保障、を命ずるために規則、条例を策定する。

第 9 条 歯科衛生士

1900-1966.6

1900

議会は本条項により、カリフォルニア州における住民の歯科医療ニーズを満たすために、登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士の活用を規定する。

1901 年

- (a) カリフォルニア州歯科衛生委員会を本章の規定を執行するカリフォルニア州歯科審議会の管轄に置く。